

障がい者差別解消条例策定調査特別委員会資料

「他の道府県における障がい者差別の
解消等に関する条例等について」

目次

| | | |
|---|-------------------------------|----|
| 1 | 他の道府県における障がい者差別の解消等に関する条例について | 3 |
| | (1) 条例の制定等の状況 | 3 |
| | (ア) 条例の制定 | 3 |
| | (イ) 未制定県における条例の要否の整理 | 4 |
| | (ウ) 条例の検討経緯 | 5 |
| | (エ) 条例の検討時に指摘された障害者基本法等の課題 | 6 |
| | (オ) 条例の制定の効果 | 7 |
| | (2) 条例の分類について | 8 |
| | (3) 他の道府県の条例について | 9 |
| | (ア) 差別の解消に向けた施策について | 9 |
| | (I) 「差別の禁止」の考え方 | 9 |
| | (II) 差別に関する相談体制 | 11 |
| | (III) 差別行為を受けた場合の紛争解決手続 | 12 |
| | (イ) 共生社会の実現に向けた施策について | 13 |
| | (4) 条例の類型別に見た特徴 | 13 |
| | (ア) 差別解消法型の例　～千葉県の場合～ | 14 |
| | (イ) 基本法型の例　～埼玉県の場合～ | 15 |
| 2 | 三重県において制定されている条例について | 17 |
| | (1) 条例の種類 | 17 |
| | (2) 各条例の概要 | 19 |
| | (ア) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 | 19 |
| | (イ) 三重県手話言語条例 | 21 |
| 3 | 条例を検討する際の視点について | 22 |
| | (1) 法律等の施策との関係 | 22 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (2) 「差別の禁止」の考え方の整理 | 22 |
| (ア) 目指すべき「差別の解消」の形との関係など | 22 |
| (イ) 雇用面での差別の禁止について | 23 |
| (ウ) 虐待の禁止について | 23 |
| 参考資料一覧 | 別紙 |

1 他の道府県における障がい者差別の解消等に関する条例について

(1) 条例の制定等の状況

(ア) 条例の制定

都道府県においても、障害者基本法や障害者差別解消法などに基づき、障がい者の権利を擁護し、差別の解消等に取り組むことが求められていますが、障がい者差別の解消等に関する条例を制定している道府県も存在しています。

議会事務局において調査したところ、平成29年7月1日現在、条例の制定状況等は次のとおりです（詳細は、参考資料1を参照。なお、条文については、別冊資料1及び別冊資料2を参照）。

【障がい者差別の解消等に関する条例の制定状況等】（平成29年7月1日現在）

| | 都道府県名（※1） |
|----------------------|--|
| ①制定済み (1道2府21県) | 北海道、岩手県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 |
| ②検討中（2県） | 滋賀県、香川県（※2） |
| ③条例の可否を検討中 (1都2県) | 東京都、和歌山県、高知県 |
| ④未制定 (18県) | 青森県、宮城県、秋田県、福島県、群馬県、神奈川県、新潟県、石川県、福井県、長野県、三重県、兵庫県、鳥取県（※3）、島根県、岡山県、広島県、山口県、佐賀県 |

※1 は、議員提出条例（7道県）

※2 香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例（仮称）素案（障がい者差別解消のための基本事項を定める見通し）のパブリックコメントを実施中（7月10～8月10日）

※3 鳥取県は、障がい者に関する基本条例の策定に取り組んでおり、その中で、障がい者差別の解消を盛り込むことを検討中

(イ) 未制定県における条例の要否の整理

障がい者差別の解消等に関する条例の制定等の状況は、前述のとおりですが、未制定県において、条例の要否の整理が行われているかという点を調査したところ、次のような状況でした。

【整理の状況】

| | 都道府県名 |
|----------------------|---|
| ①整理を行っている (7 県) | 青森県、宮城県、新潟県、長野県、兵庫県、鳥取県、山口県 |
| ②整理を行っていない (10 県) | 秋田県、福島県、群馬県、神奈川県、石川県、福井県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、佐賀県 |

※三重県を除く。

整理を行っている県での状況については、

- ①障がい者団体への意見照会などの結果、まずは法の確実な実践を求める意見が大半
- ②条例で規定された事項の多くは、既存の法律の制度や組織により対応が可能
- ③障害者差別解消法に基づく取組による不利益などの軽減、条例を制定した自治体での課題などを見極めた上で検討する
- ④紛争事案についての解決手続（あっせん・勧告等）については、条例化は必須ではない（行政指導のため、実施要綱等で可能）
- ⑤差別の禁止に私法上の効力がないことや、統一的な救済の仕組みがないなど、法レベルでの課題対応が必要

などの回答を得ました。条例の制定は要しないと整理しているところもあれば、将来的な条例の制定に含みを残しているところもあり、違いは見られるものの、障害者差別解消法による取組を重視しようとする傾向にあることがわかります。

(ウ) 条例の検討経緯

条例を制定している道府県については、条例を検討する経緯となった事柄についても調査¹を行いました。

調査の結果を経緯となった事柄別に整理すると、次のような状況でした。

【条例の検討経緯】

| 経緯となった事柄 | 都道府県名 |
|---------------------|---|
| ①障がい者関係団体等からの要望（知事） | 山形県、栃木県、静岡県、滋賀県、奈良県、香川県、愛媛県（※1）、大分県（※2）、宮崎県、沖縄県 |
| ②障がい者関係団体等からの要望（議会） | 岩手県、富山県、岐阜県 |
| ③議会での政策立案 | 北海道、茨城県、埼玉県、長崎県（※3） |
| ④知事の公約・計画の政策項目への追加等 | 千葉県、山梨県、愛知県、京都府、大阪府、徳島県、福岡県、熊本県、鹿児島県 |

※1（愛媛県）議会にも要望されている

※2（大分県）条例制定を求める請願が提出され、請願の採択後、知事が条例をとりまとめた。

※3（長崎県）①県議会議員と障がい者関係団体で作る協議会で条例素案を検討、②県議会の「条例制定検討協議会」がその作業を引き継ぐ、というプロセスを経て制定

条例の検討について、障がい者関係団体からの要望がきっかけになっていると明示的な回答が得られたのは13県で、約半数にのぼっています。当事者である障がい者やその関係団体などの要望は、条例の必要性を裏付けるものとして大きな影響を与えていることがうかがわれます。

¹ 議会事務局による調査では、「議会内で検討が行われた」、「県の計画に盛り込んだ」などの回答を得るにとどまったものもあります。これらについては、障がい者関係団体からの要望が背景にあるかどうか不明であるため、要望があった旨明示的な回答を得た道府県と区別して整理します。

(エ) 条例の検討時に指摘された障害者基本法等の課題

障がい者差別の解消等に関する条例を検討するに当たっては、障害者基本法や障害者差別解消法などの法律で課題となっていることを踏まえ、それへの対応も含めていくことが有益です。既に条例が制定されている道府県では、これらの法律の課題も議論されたと考えられることから、この点について調査を行いました。

調査の結果、条例を制定している道府県では、次のような課題が指摘されたとの回答を得ました。

【主な課題】

| 項目 | | 課題 |
|----------------|---------|--|
| 差別の禁止 | 「差別」の規定 | ① 「差別の禁止(障害者基本法)」、「不当な差別的取扱い・合理的配慮(障害者差別解消法)」について、漠然としている。 ② 障害者差別解消法の「差別の禁止」について、行政機関等・事業者のほか、県民にも義務付けを拡張すべき。 ③ 障害者差別解消法において、罰則規定がない。 |
| | 合理的配慮 | ・事業者の合理的配慮義務を強化すべき(法律上は努力義務)。 |
| 施策 | | ・障害者差別解消法は、共生社会を実現するための施策についてほとんど触れていない ² 。 |
| 相談体制 紛争解決手続 | | ・障害者差別解消に向けた相談体制、紛争解決手続について、具体的な規定がない。 |
| その他 | | ・障がいのある女性が特に不利な立場にある状況を踏まえ、障がいのある女性に対する配慮についての規定を盛り込むべき。 |

指摘された課題については、条例に反映されなかったものもあります(差別について罰則の規定は実現していません。)が、注目すべき指摘もあり、条例の検討の際に参考になると考えられます。

² 障害者差別解消法は、「差別の解消の推進」を目的とするにとどまり、共生社会の実現に向けた施策は障害者基本法に委ねています。そのため、「同法に共生社会の実現に向けた施策が規定されていない」と指摘することは、同法の構造から見て、無理な注文ではないかと考えられます。

厳密には、障害者基本法に規定する施策が十分であるかという視点での議論が必要であると考えられます。

(オ) 条例の制定の効果

障がい者差別の解消等に関する条例を検討するに当たっては、条例の制定による効果を見極めることも有益です。そこで、既に条例が制定されている道府県で、条例の制定によりどのような効果があったかを調査しました。

調査の結果、条例を制定している道府県では、次のような効果があったとの回答を得ました。

【条例制定の効果】

| 項目 | 効果の内容 |
|--------|--|
| 啓発 | <ul style="list-style-type: none">・(障害者差別解消法よりも先に条例を施行した県) 障がい者差別の解消の取組について、市町村、県民、事業者にいち早く周知できた。・条例を制定すること自体に啓発効果がある。・県民や企業からの問い合わせが増え、研修会や説明会に職員を講師として派遣するなど、意識が高まった。 |
| 施策 | <ul style="list-style-type: none">・推進会議の設置により、金融機関の協力の取り付けや、ガイドラインの策定等が進んだ。・条例の施行に伴い「心のバリアフリー」を目指した「ヘルプマーク」を導入したところ、県内公共交通機関からの積極的な協力や、金融機関から周知用チラシの設置について申し出を受けるなど、企業等の意識の変化等が感じられる。 |
| 相談体制 | <ul style="list-style-type: none">・相談支援の体制の整備が進んだ。 |
| 紛争解決手続 | <ul style="list-style-type: none">・差別事案の解決手続について、勧告、公表など、実効性を確保する手段を定めることができた。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">・障がい者関係団体等との間で、「障がい者差別解消に向け、どのように協力し、対応していくか」という建設的な議論につながっている。・予算の確保を含め、庁内の協力が得やすくなった。 |

啓発や連携協力などで条例がプラスの作用を及ぼしていることや障害者差別解消法が定める仕組みを具体化するなどが効果としてうかがわれます³。

³ 調査で得た回答では、条例による法律を補完する効果は、やや見えにくいところがあり、条例を検討する場合には、この点についても調査することが重要であると考えられます。

(2) 条例の分類について

他の道府県の条例は、障がい者差別の解消を目指す点で一致していますが、条例によっては、障がい者差別の解消に向けた施策のほかに、共生社会の実現に向けた施策を定めるものがあります。

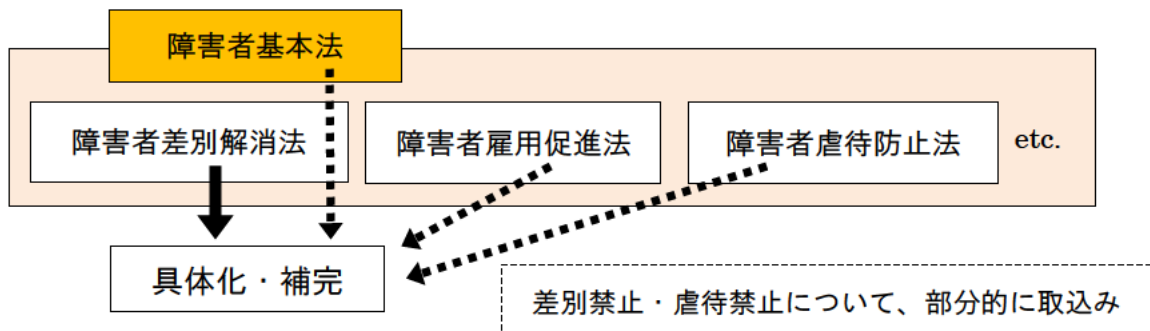
その点を踏まえると、

- ①障害者差別解消法のカバーを主とする条例（差別解消法型）
 - ②障害者基本法・障害者差別解消法のカバーを主とする条例（基本法型）
- といった分類をすることができます。

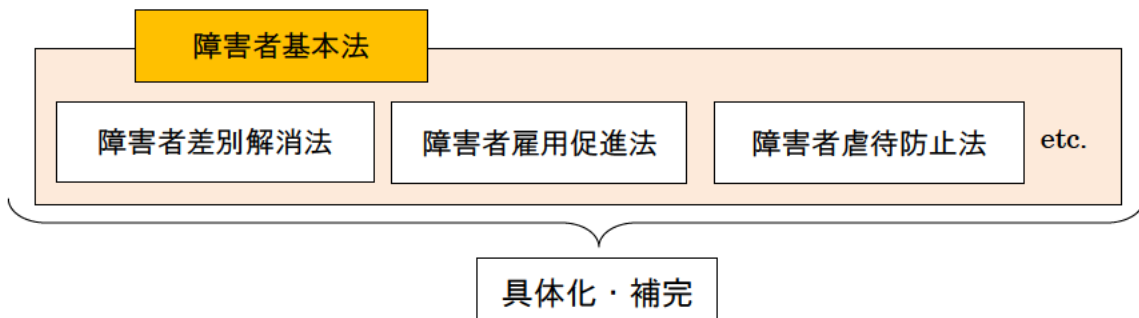
【障がい者差別の解消等に関する条例の分類】

| 類型 | 条例の概要 | 道府県 |
|---------|---------------------------------------|--|
| ①差別解消法型 | 障がい者差別の解消に向けた施策を規定 | 茨城県、栃木県、千葉県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、奈良県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県（14 道府県） |
| ②基本法型 | ①障がい者差別の解消に向けた施策 ②共生社会の実現に向けた施策を規定 | 北海道、岩手県、山形県、埼玉県、山梨県、岐阜県、京都府、徳島県、宮崎県、沖縄県（10 道府県） |

【差別解消法型のイメージ】



【基本法型のイメージ】



障がい者差別の解消に焦点を絞るか、障がい者差別の解消と共生社会の実現に向けた施策の双方に取り組むかにより、検討を行うべき課題や施策の範囲が異なってきます。そのため、条例を検討する場合には、どちらのタイプの条例の制定を目指すのかを明らかにしつつ、他の道府県の条例を分析・評価していくことが有効と言えます。

(3) 他の道府県の条例について

以上において、他の道府県における条例の制定等の状況を概観しました。以下では、制定されている条例について、差別の解消に関する規定など重要な項目を中心に、その内容を解説します（項目全体の比較については、参考資料 2-1 及び参考資料 2-2 参照）。

(ア) 差別の解消に向けた施策について

(I) 「差別の禁止」の考え方

他の道府県の条例は、障がい者差別の解消を目指す点で一致しており、ほとんどの条例が、「差別の禁止」の考え方を明らかにしています。

法律における「差別の禁止」については、その対象や内容に次のような違いがあります。

【法律における差別の禁止】

| 法律 | 対象 | 内容 |
|----------|----------|----------------------------------|
| 障害者基本法 | 全ての者 | 差別することその他の権利利益を侵害する行為の禁止 |
| 障害者差別解消法 | 行政機関等事業者 | 不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の禁止 |

どちらの概念をベースとするかにより、条例における「差別の禁止」の考え方が異なってきます。そこで、各条例の差別の禁止がどちらの法律をベースとしているか⁴により整理すると、次のようになります。

⁴ 条例によっては、法律と全く同一ではなく、「不利益な取扱い」などの用語を採用し、差別を定義し直すといった整理を試みているものもありますが、便宜上、実質的にどちらの法律の考え方に近いかという観点で簡略化し、整理しています。

【差別の考え方の整理】（詳細は参考資料3を参照）

| 「差別」の考え方 | | 都道府県名 |
|------------------|-----------------------------------|-------------------------------------|
| (1) 障害者差別解消法をベース | ① 障害者差別解消法と同一 | 北海道、茨城県、埼玉県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、愛媛県、福岡県 |
| | ② 「差別」の具体化を行う | 山形県、栃木県、千葉県、山梨県、京都府、奈良県、熊本県、宮崎県 |
| | ③ 差別禁止の一般原則とサービスの提供主体ごとの差別禁止を書き分け | 長崎県、鹿児島県 |
| (2) 障害者基本法をベース | ① 障害者基本法と同一のもの | 岩手県（※）、岐阜県、徳島県 |
| | ② 差別禁止の一般原則とサービスの提供主体ごとの差別禁止を書き分け | 大分県、沖縄県 |

※ 岩手県の条例は、障害者基本法の改正時の議論を参照しながら、「不利益な取扱い」という用語を採用したことから、同法の考え方に近いと整理

各道府県の条例を見ると、障害者差別解消法をベースにしていると評価できるものが多数と言えますが、これらの中には、虐待の禁止や雇用面での差別の禁止を取り込む例も多く、差別解消の取組の範囲について、障害者差別解消法よりも広げようとする傾向がうかがえます。

また、差別の類型（福祉サービスでの正当な理由のない利用拒否など）を列挙する例もあり、法律で禁止される差別をより具体化しようとする傾向もうかがえます。

(Ⅱ) 差別に関する相談体制

障害者差別解消法は、差別に関する相談体制の整備を図ることを義務付けており(第14条)、多くの条例で相談体制について規定されています。

相談体制には、様々なバリエーションがあり、それらを整理すると、次のようになります(対象事案等を含めた詳細は、参考資料4を参照)。

【相談体制】

| 類型 | 都道府県名 | |
|--------------------------|---------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 相談体制に言及していないもの(1道1県) | 北海道(※1)、岐阜県 | |
| (2) 相談体制の整備を規定するもの | ① 体制の具体的な内容は規定しないもの(3県) | 岩手県、栃木県、愛知県 |
| | ② 相談員の設置等を規定(9県) | 山形県、茨城県、埼玉県、静岡県、奈良県、徳島県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |
| | ③ 相談員の設置等と相談員への支援等を規定(1府5県)(※2) | 千葉県、富山県、山梨県、京都府、長崎県、熊本県 |
| | ④ 相談体制と相談員への支援を一体的に規定(1府1県) | 大阪府、愛媛県 |
| | ⑤ 市町村の相談業務の支援を規定(2県) | 福岡県、沖縄県 |

※1 体制の整備に関する規定ではないが、基本指針で定める事項として、「地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制の確保」を挙げている。

※2 相談員を支援する者(広域専門相談員など)に、相談業務を行わせる例もある。

条例で相談体制の具体的な内容を規定する場合には、**相談員の設置などを規定する例が多く、相談業務の専門化を図っている**と考えられます。

また、条例の中には、相談員への指導・助言など、相談員を支援する体制についても規定する例があり、相談体制を支える仕組みの重層化を図る傾向も見られます。

なお、差別に関する相談窓口が市町村にも置かれることから、相談体制について、市町村の連携を意識した規定を設けたり、市町村への支援の規定を設けたりする例も見られます。

(Ⅲ) 差別行為を受けた場合の紛争解決手続

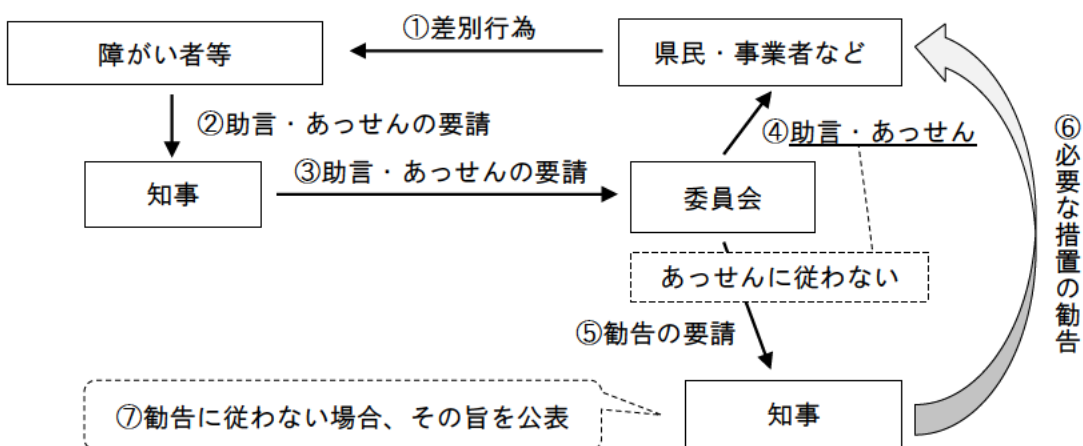
障害者差別解消法は、差別に関する紛争の防止や解決のための体制の整備を図ることを義務付けており（第14条）、多くの条例で、紛争解決のための手続を規定しています。

紛争解決手続には、様々なバリエーションがあり、それらを整理すると、次のようになります（対象事案等を含めた詳細は、参考資料5を参照）。

【紛争解決手続について】

| 類型 | | 都道府県名 |
|-----------------------------|-------------|---|
| (1) 紛争解決手続を定めるもの (2府17県) | ①あつせん | 栃木県、大阪府、大分県、鹿児島県 |
| | ②助言・あつせん | 茨城県、埼玉県、千葉県、富山県、静岡県、京都府、奈良県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県 |
| | ③助言・あつせん・指導 | 愛知県 |
| (2) 地域づくり推進員による改善指導 (1道) | | 北海道 |
| (3) 紛争解決手続を定めていないもの (4県) | | 岩手県、山形県、山梨県、岐阜県 |

【助言・あつせんなどの紛争解決手続の例】



(イ) 共生社会の実現に向けた施策について

先に整理した基本法型の条例では、共生社会の実現に向けた施策を併せて規定していることから、以下では、その状況について概観します。

共生社会の実現に向けた施策については、障害者基本法にも定めがあることから、各条例の施策を同法の施策と比較して整理すると、次のようになります（項目の詳細は、参考資料 2-2 を参照）。

【障害者基本法の施策と条例の施策の関係】

| 類型 | 施策の例 |
|--------------------------------------|--|
| (1) 障害者基本法の施策と <u>同様</u> のもの | ① 医療の給付・リハビリテーションの提供 ② 職業相談・職業指導等の実施 ③ 災害時等の情報提供に必要な施策の実施 |
| (2) 障害者基本法の施策を <u>補</u> っていると考えられるもの | ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保 ② 障がい者の就労支援を行う事業者の認証制度 ③ 公共交通機関の利用のための施策 ④ 特定施設（娯楽施設、店舗、事務所など）の整備 |

各条例の施策を俯瞰すると、障害者基本法で規定されていない施策を盛り込む例が多く、法律を補完する役割を条例に持たせる傾向がうかがえます。

(4) 条例の類型別に見た特徴

以上において、各道府県の条例を項目別に比較し、解説しましたが、以下では、条例の全体像がどのようなものであるかについて、いくつかの県の条例を例にして解説します。

(ア) 差別解消法型の例 ～千葉県の場合～

(2) で分類した「差別解消法型」の条例は、14 府県で制定されていますが、本資料では、千葉県の条例の概要を解説します（参考資料 6 を参照）。

千葉県の条例は、障がい者差別の解消等に関する条例として、障害者差別解消法に先駆けて制定・施行されています（平成 19 年 7 月施行）。

その構成は、大きく分けて、①総則、②差別の禁止、③相談体制、④紛争解決手続（助言・あっせん）、⑤差別解消の推進体制等、と整理することができます。

千葉県の条例は、①「差別」の定義と類型化を行っている、②差別事案の解決のために、訴訟の援助を規定している、という点に特徴があります。

| 項目 | 内容 | 特徴 |
|-----------|--|--|
| ア 総則事項 | ○目的、定義、基本理念、責務規定（県・県民）、市町村との連携、財政上の措置 | |
| イ 差別の禁止 | (1) 「差別」を定義 ① 不利益取扱い ② 合理的配慮の不提供 | (1) 「 <u>合理的配慮の不提供</u> 」が差別に当たることを明確化 |
| | (2) 「不利益取扱い」を定義（8 類型）（※） | (2) 「 <u>不利益な取扱い</u> 」を具体化（福祉サービスの提供時、医療の提供時などでの不利益な取扱い） |
| | (3) 差別の禁止を規定 | (3) <u>全ての者を対象</u> とする |
| ウ 相談体制 | ○地域相談員による相談など | |
| エ 紛争解決 | (1) 差別事案に関する解決手続（助言・あっせん） | |
| | (2) 訴訟の援助 | (2) 差別事案に関する <u>訴訟費用の貸付け等</u> を規定 |
| オ 推進体制 | ○推進会議を設置 | |
| カ 差別解消の取組 | ○差別解消の理解を広げる施策（表彰、情報の提供） | |

（※）類型については、参考資料 7 を参照。

(イ) 基本法型の例 ～埼玉県の場合～

(2) で分類した「基本法型」の条例は、10 府県で制定されており、その内容も様々ですが、本資料では、埼玉県の条例を取り上げ、その概要を解説します（参考資料 8 を参照）。

埼玉県の条例は、障がい者差別の解消等に関する条例として、障害者差別解消法の制定後に制定・施行されています（平成 28 年 4 月施行。議員提案による）。

その構成は、大きく分けて、①総則、②共生社会を推進するための施策、③差別を解消するための施策、と整理することができます。

埼玉県の条例は、交流機会の拡大・充実や社会参加の促進などの規定が多く、相互理解や障がい者の社会活動への参加を促進に重点を置いているという点に特徴があります。

| 項目 | 内容 | 特徴 |
|------------------------|---|--|
| ア 総則事項 | ○目的、定義、基本理念、県の責務、県民及び地域活動団体の責務、事業者の責務 | |
| イ 共生社会 実現のため の施策 | ○交流の機会の拡大・充実、社会参加の促進、意思疎通の手段の確保、9 項目の施策 | ○相互理解や社会参加を促進する規定を多く盛り込む。 |
| ウ 差別の禁止 | ① 不当な差別的取扱いの禁止 ② 合理的配慮の提供義務 | ○差別的取扱いの禁止について、行政機関、事業者以外の者も対象とする（ <u>対象者を拡張</u> ） |
| エ 相談体制 | ○広域専門相談員の設置など | |
| オ 紛争解決 | ○差別事例に関する解決手続（助言・あっせん） | |
| カ 推進体制 | ○障害者差別解消支援地域協議会の設置を義務付け | |

なお、基本法型の条例のうち、北海道の条例については、他の府県の条例と異なる特徴を多く持つことから、参考として、その特徴を解説します（参考資料 8 を参照。北海道の条例は、障害者差別解消法に先駆けて制定・施行されています〔平成 22 年 4 月施行〕）。

北海道の条例の構成は、大きく分けて、①総則、②共生社会実現のための施策、③差別の禁止、④地域づくりの方針、⑤就労の支援、⑥推進体制、⑦差別解消の取組、と整理することができます。

【北海道の条例の主な特徴】

〔共生社会実現のための施策・就労の支援〕

- ・保健、福祉等関連する施策との連携などを規定
- ・就労支援に関し、事業者の認証制度や販路の確保等のための指定法人制度を導入

〔差別の禁止〕

- ・差別の禁止、合理的配慮の提供について、関係団体と道民を対象とする。
- ・虐待の禁止について規定

〔地域づくりの方針〕

- ・市町村が実施することが望ましい事項等を指針にする。

〔北海道の地域事情を反映したと考えられるもの〕

- ・地域間格差の是正を条文化している。
- ・施策の推進体制について、圏域を単位とする委員会と本部による複合的な体制を整備

2 三重県において制定されている条例について

障がい者差別の解消等に関する条例の検討に当たっては、三重県において現在制定されている条例との関係も考慮する必要があります。そこで、以下において、三重県において制定されている条例のうち、障がい者施策に関係する条例を取り上げます。

(1) 条例の種類

三重県においても、障害者（障がい者）に言及している条例が制定⁵されています。

これについては、①条例の施策全体が障がい者施策となっているもの、②条例の施策（観光、スポーツなど）の一つに障がい者を対象とする施策を挙げるもの、に分類することができます。

【①条例の施策全体が障がい者施策となっているもの】

| 条例名 | 条例の内容 |
|-----------------------------|---|
| (1) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 | ○ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進する。 |
| (2) 三重県手話言語条例 | ○手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策の基本となる事項を定め、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。 |
| (3) 三重県心身障害者扶養共済条例 | ○心身障害者扶養共済制度（年金の給付等）を設ける。 ※心身障害者の保護者が亡くなったときなどに、年金の給付等を実施 |

【②条例の施策の一つに障がい者を対象とする施策を挙げるもの】

| 条例名 | 施策の内容 |
|--------------------|---|
| (1) みえ歯と口腔の健康づくり条例 | ○障がい者など歯科検診等を受けることが困難な者が必要な歯科検診等を受けられる環境の整備 |
| (2) みえの観光振興に関する条例 | ○高齢者、障がい者等を始めとする観光旅行者が安全・快適に利用できる旅行関連施設、公共施設の整備の促進等 |

⁵ ここでは、政策面に関わる条例に対象を絞り、障害福祉サービスの設備等の基準に関する条例や三重県障害者相談支援センター条例など組織の設置を定める条例は除外しています。

| 条例名 | 施策の内容 |
|-----------------------|---|
| (3) 三重県中小企業・小規模企業振興条例 | ○中小企業・小規模企業が、女性、高齢者、障がい者等の多様な就業の機会を提供することができるよう必要な施策の実施 |
| (4) 三重県スポーツ推進条例 | ① 町、スポーツ関係団体、民間事業者との協力による障がいの種類・程度に応じたスポーツ活動への参加の機会の提供等 ② スポーツ施設の整備に当たっての障がい者等の利便性の向上 |
| (5) 三重県防災対策推進条例 | <p>【自主防災組織】</p> <p>○県、市町、防災関係機関、災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害発生時等における地域の災害時要援護者の情報収集・避難の支援体制を整備</p> <p>【市町】</p> <p>○自主防災組織、防災関係機関、災害時要援護者にかかわる団体と連携して、災害時要援護者の把握・支援を行うための体制を整備（県が必要な支援を実施）</p> <p>※災害時要援護者：高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、妊産婦、外国人等のうち、災害発生時等に情報収集・避難に支援を要する者</p> |
| (6) 人権が尊重される三重をつくる条例 | ○基本方針において、同和問題、子ども、女性、障害者、高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関することを定める。 |

これらを見ると、現在のところ、障がい者施策全体の基本的な方向性を規律するような条例は制定されておらず、「ユニバーサルデザインのまちづくり」のように、一定の分野について条例を制定していることがうかがえます（なお、条例の施策の一つに障がい者を対象とする施策を挙げるも

のについては、参考資料 9 を参照)。

(2) 各条例の概要

(1) で取り上げた条例のうち、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」と「三重県手話言語条例」については、条例の施策全体が障がい者施策となっており、事前的改善措置や合理的配慮を実効的なものにしていく上で重要な意味を持っています。そこで、この二つの条例の概要を以下で解説します。

(ア) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例

この条例は、平成 11 年に制定された「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」を出発点とし、平成 19 年の改正により、現在の名称となっています。

この条例の目的は、「ユニバーサルデザインのまちづくり」⁶を推進し、障がい者、高齢者等を始めとする全ての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することとされています。

この条例の特徴は、①障がい者だけでなく、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等で日常生活・社会生活上の制限を受ける者を対象としている、②公共施設、公共車両等（鉄道、自動車、船舶）、公共工作物（案内標識、公衆電話所など）、住宅など、ハード面を対象としている、という点にあると言えます（詳細は、参考資料 10-1 及び参考資料 10-2 を参照）。

⁶ 「ユニバーサルデザインのまちづくり」とは、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民が社会のあらゆる分野の活動に参加でき、安全かつ快適な生活を営むことができるようあらかじめ配慮されたまちづくりを指します。

| 項目 | 内容 |
|--------------------------|---|
| ア 総則事項 | ○目的、定義、県の責務、事業者の責務、県民の責務 |
| イ 基本方針等 | ① 条例で定める基本方針（3項目）に基づき施策を実施 ② ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画を策定 |
| ウ ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策 | ○7項目の施策（啓発・情報の提供、教育の充実等、ボランティア活動等の促進、安全な生活の確保、人材の養成等、福祉用具等に関する研究開発等、情報の利用等〔情報伝達手段の充実〕）を規定 |
| エ 公共的施設等の整備 | <p>(1) 公共的施設 の整備</p> <p>① 整備基準の設定（同基準の遵守義務を併せて規定）</p> <p>② 適合証の交付手続を規定</p> <p>(2) 特定施設（道路、公園など重要な公共施設） の整備</p> <p>① 新築、改築等をするときの知事との事前協議を規定（整備基準に適合しないときは、指導・助言）</p> <p>② 整備基準への適合性の確保</p> <p>工事完了届の義務付け、完了検査の実施、勧告（事前協議義務違反、協議内容と異なる工事等）、公表を規定</p> <p>※(2)について、報告の徴収・立入調査権限を規定</p> <p>(3) 公共車両等の整備等</p> <p>① 公共車両等の所有者・管理者、公共工作物の設置者・管理者に、全ての人が安全・快適に利用できるよう整備を行う努力義務を規定</p> <p>② 県民に、住宅について、将来にわたって安全・快適に生活できるよう整備を行う努力義務を規定</p> <p>③ 住宅供給事業者に、全ての人が安全・快適に利用できるよう配慮された住宅を供給する努力義務を規定</p> |
| オ 推進体制 | <p>○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の設置</p> <p>① ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項の調査審議・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について知事への意見</p> <p>② 推進計画の策定への関与</p> |

(イ) 三重県手話言語条例

この条例は、議員提出⁷により制定されています。その目的は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する施策を推進することにより、共生社会の実現を図るとともに、ろう者がその意欲と能力に応じて活躍することのできる社会の実現に寄与することです。

この条例の特徴は、①手話が「言語」であるという認識（意思疎通手段の一つにとどまるものではないこと）を明らかにしている、②手話の普及や手話通訳者の養成など、ろう者が日常生活・社会生活において、手話を使用しやすい環境を整備する施策を定める、という点にあります（詳細は、参考資料 11-1 及び参考資料 11-2 を参照）。

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| ア 総則事項 | ○目的、基本理念、県の責務、市町及び関係機関との連携協力、県民の役割、事業者の役割 |
| イ 計画の策定 | ○手話を使用しやすい環境の整備に関する計画を策定 ※1 障害者計画において定める。 ※2 三重県障害者施策推進協議会の意見を聴く。 |
| ウ 基本的施策 | ○6 項目の施策（情報の取得等におけるバリアフリー化等、手話通訳を行う人材の育成等、手話の普及等、ろう児等の手話の学習等、事業者への支援、手話に関する調査研究）を規定 |

⁷ この条例は、県議会に設置された「三重県手話言語に関する条例検討会」（設置期間：平成 27 年 10 月～平成 28 年 6 月）において検討され、昨年 6 月に成立したところです。

3 条例を検討する際の視点について

これまでに、他の道府県の条例を差別解消法型と基本法型に分類し、その内容を解説してきました。

条例を検討する場合には、どちらのタイプの条例の制定を目指すのかを明らかにしていくことが重要ですが、それ以外に、条例の制定を検討する際の視点として考えられるものを取り上げます。

(1) 法律等の施策との関係

障がい者施策については、障害者基本法、障害者差別解消法などが制定されていることから、条例の制定を検討する場合には、その点を踏まえる必要があります。

そのため、条例の検討に先立ち、

- ①法律に基づいてどのような施策を実施することができるか。
- ②法律に基づく施策で不足しているものがあるか。
- ③法律に基づく施策のほかに、必要とされる施策があるか。
- ④障がい者の日常生活・社会生活に関し、三重県に特有の課題はあるか。

などを洗い出す作業を行い、条例の要否や条例化すべき事項についての共通認識を形成していくことが重要と言えます。

また、法律の他にも、共生社会の実現に向けた施策を定める条例（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例など）があり、これらの条例の施策との関係を整理することも重要です。

(2) 「差別の禁止」の考え方の整理

(ア) 目指すべき「差別の解消」の形との関係など

条例を検討する場合には、差別の解消についても規定を盛り込むことが考えられますが、前述のように、その規定方法には様々な考え方（法律と同様の用語を使う、文言を整理し直す、類型を具体化するなど）があります⁸。

⁸ 条例において文言を整理し直したり、類型を具体化したりする場合に、「不利益な取扱い」などの用語を採用する例がありますが、こうした用語を使用する場合の注意点を付記します。

「差別的（な）取扱い」や「不利益な取扱い」は、既存の法令でもしばしば使われており、法令用語としての意味が確立しています。

「差別的（な）取扱い」は、差別をつけられる一方の者と他者との比較で相対的な不利

そのため、条例で法律と同趣旨のことを規定するものか、法律のものを拡張して規定するものかなどを明らかにしておくことが望まれます。

(イ) 雇用面での差別の禁止について

条例での「差別の禁止」では、雇用面での差別の禁止を取り込む例があります。

条例で雇用面での差別を禁止し、併せて差別事案についての紛争解決手続を整備する場合、障害者雇用促進法が定める紛争解決手続との競合をどう整理するか⁹が課題となります。また、労務管理に関する法制上の問題や実効性の担保を含め、慎重に検討する必要があります。

(ウ) 虐待の禁止について

条例での「差別の禁止」では、雇用面での差別のほか、虐待の禁止を取り込む例があります。

障がい者に対する虐待は、差別行為と密接に関わっており、差別に関する相談を受ける際には、虐待事例の相談も併せて寄せられることがあり得るため、条例の守備範囲に含めていると考えられます。

他方で、障がい者に対する虐待については、障害者虐待防止法が制定され、虐待防止のための対応を定めていることから、同法との関係をどう整理するかが課題となります。

益を問題にする場合に使われ、「不利益な取扱い」は解雇や減給など、絶対的な不利益を問題にする場合に使われます（吉国一郎他『法令用語辞典』〔学陽書房・2009〕324—325頁）。

そのため、「差別的（な）取扱い」を「不利益な取扱い」に置き換えると、既存の法令用語と異なる使い方になるため、その妥当性などを検証しておく必要があります。

⁹ 雇用面での差別の禁止について規定する場合でも、紛争解決手続（助言・あっせんなど）の適用を除外し、障害者雇用促進法との関係を調整している例があります（埼玉県など）。